

寄付金等取扱規程

公益財団法人日本棋院

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本棋院（以下「日本棋院」という。）が受領する寄付金に関し、必要とする事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 日本棋院が受領する寄付金の種類は次の通りとする。

(1) 一般寄付金

寄付者が使途を特定せずに寄付した寄付金、法人賛助会員会費

(2) 特定寄付金

寄付者が寄付の申込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄付金、囲碁ナショナルチーム応援寄付金

2、この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3、日本棋院は、常時、寄付金を募ることあるいは受けることができる。

(寄付金の取扱い)

第3条 一般寄付金については、50%を公益目的事業に、50%を管理費に使用するものとする。

2、特定寄付金については、全額を寄付者が特定した使途に使用する。

ただし、寄付金の募集などに経費を必要とした場合は、当該の寄付金総額からこれを控除した額を寄付者が特定した使途に使用する。この場合、募集等の経費は、当該寄付の総額の30%以下でなければならない。

(受領書などの送付)

第4条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

2、前項の受領書には、日本棋院の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及び受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第5条 寄付金が、次の各号に該当するとき、若しくはその恐れがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があるとみとめられるとき及び日本棋院が寄付金を受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき。
- (2) 第2条第1項第2号の特定寄付金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

(情報公開)

第6条 日本棋院が受領する寄付金については、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5号各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄付者に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、適正かつ細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(その他)

第8条 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1、 この規程は、平成25年4月1日から施行する。